

別紙 1

要 求 水 準 表

項 目	要 求 水 準
総 合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する法令、規則、基準等の規定に基づき、監理・施工をすること。 ・本要求水準表に明記されていない事項であっても、要求水準表の目的達成上、必要なことは受注者の責任で実施すること。 ・設備の設置に際し、現状の景観を過度に損なわないこと。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の ZEB 化を見据え必要な照明、配線、制御機器の改修により当該建築物の 1 次エネルギー消費量の削減を図ること。照明の BEI としては 0.24 以下とすること。 ・照明の対象とする室は別紙 3 「照明計算用資料」より確認すること。 ・照明の色温度は、指定されている場合を除き従前と同等とすること。 ・JIS 照度基準を目安とした照度が確保できるよう機器を選定すること。また、「照明計算用資料」に記載の室用途に合った照度の設定を行うこと。 ・必要に応じて人感センサを設置し、点滅制御又は減光制御を行うこと。 ・必要に応じて明るさセンサを設置し、明るさ検知制御を行うこと。 ・明るさ検知制御には外光制御機能、タイマースケジュール機能を有すること。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定める性能および現行機種と同等の性能を確保すること。 ・日本国内メーカーが開発、生産している商品であること。
総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の ZEB 化を見据え、当施設に必要な提案を行うこと。 ・世界及び本国における脱炭素の取り組みや補助金等について最新の知見を持ち、効率的なスキームやスケジュールの提案を行うこと。